

産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会
第 3 回 工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループ
議事要旨

日時：2024 年 12 月 4 日（水）10:00～12:00

場所：経済産業省 本館 17 階第 5 共用会議室
及び Web 開催（Microsoft Teams）

議事

今までの議論を踏まえた対応策について

議事内容

- ・ 事務局より、配布資料 3「今までの議論を踏まえた対応策について」に基づき、説明を行った。
- ・ 配布資料 3「今までの議論を踏まえた対応策について」における p.7～p.9 に記載の各論点と対応策イメージについて主な委員及びオブザーバーの発言内容は以下のとおり。

1. 今までの議論を踏まえた対応策について

1.1 契約水量・施設規模の見直し

- ・ 施設規模の見直しの際だけでなく、料金改定の際にも契約水量の見直しを検討する旨を明記してはどうか。
- ・ 水需要を精査し効率的な投資を行うのが大切であり、ユーザーも積極的に合理化を図り契約の見直しを図っていくべき。
- ・ 契約水量の見直しによって既存ユーザーの負担割合に影響が生じることは当然であり、そのため工業用水道事業者の経営に大きな影響を与えないようにダウンサイジングや広域化等によるコスト削減を検討し、それでも不足する場合は料金改定を行っていくという流れをこれまで議論してきたと理解している。これを踏まえると、p.7①※の但し書きについては、削除または文面の変更を検討してはどうか。
- ・ 本格的な更新時に「特に」と追記いただいているが、本格的な更新時以外にも、一定期間での契約水量の見直しを検討する記載があるとよい。
- ・ 工業用水道の料金体系について、例えば責任水量制から変更できない硬直的な料金体系の運用などの課題があると感じているため、あるべき料金体系や費用負担の在り方についても、実効性のある計画策定の論点と併せて課題として取り上げてはどうか。
- ・ 契約水量と実給水量の「乖離」とはどの程度を言うのか、イメージを示せるものがあればよいのではないか。

- ・特に本格的な更新時には、契約水量を見直しも併せて検討を行うとの記載があるが、本格的な更新が何年に一度あるのかという中、このタイミングを逃すと契約水量の変更や減量が難しくなるのはユーザーにとっては難しい仕組みだと思う。
- ・ユーザーへ5年、10年、30年の水需要見込みの提供をアンケートとして依頼しているが、ユーザーによっては見通しを立てることができず、把握が困難な場合もある。
- ・投資計画を策定する中で、管路施設の全面更新は当面必要がない結果でありダウンサイジングができない。

1.2 新規立地を見据えた工業用水道事業者と商工部局等とのコミュニケーション

- ・知事部局・企業誘致部局とのコミュニケーションは是非お願いしたい。特に、余剰の考え方や、費用負担のあり方について、自治体の各部局と議論が必要である旨を記載するとよい。
- ・工業用水道事業者が一定の方向性を示すことになっているが、ユーザーに関連する事項があることも想定されるので必要に応じてユーザーとの議論が必要である旨を記載した方がよいのではないか。
- ・今後、確保すべき適正な水量、その期間の見通しや費用負担の在り方について、商工部局が考え方を示し、工業用水道事業者は一定の方向性を示すとされているのはそのとおり、費用負担のあり方がポイントで、具体例としては、当初の想定より企業誘致がうまく進まなかった場合に、費用を誰が負担するのかである。このような場合、一般会計からの繰り出しのような踏み込んだ対応などについても考え、実効性のある取り組みに繋がる内容を盛り込んでほしい。
- ・工業用水道施設の整備後は、運営等を企業局・企業庁が全面的に行っており、通知により知事部局・企業誘致部局の役割を改めて示すことや、全体的な費用の問題であることを示し一般会計からの繰入金の考え方についても記載があれば、コミュニケーションもスムーズになるのではないかと。
- ・本来、工業用水道は独立採算を原則としており、知事部局（商工部局等）もそれが当然という認識であるため、簡単には費用負担のあり方を検討とはなりにくいと想定。また、企業誘致を考えていても、企業の事情次第のため、知事部局（商工部局等）、工業用水道事業者ともに誘致件数等見込めない部分がある。知事部局（商工部局等）との協議に早急に成果を求めるよりも、継続的にコミュニケーションを図りながら練り上げていく、という部分に重きを置いてもらいたい。
- ・自治体全体の財政という視点で、工業用水道事業者と知事部局・企業誘致部局がコミュニケーションを定期的に図り、過剰投資を抑制することが必要である。また、一般会計からの繰り出しが漫然とした繰り出しとならないようにコミュニケーションを取ることが重要と考える。

1.3 既存ユーザー撤退への対応

- ・撤退負担金として撤退するユーザーが応分を負担することは必要だと考えるが、条件については、ユーザーと事業者とで十分に協議し、具体的な負担額をユーザーが試算できる情報提供も必要ではないか。
- ・過去の契約に遡って撤退負担金を求めるのは、特に建設投資回収期間が終了しているのであれば難しい。契約水量見直しの際に、撤退負担金を契約に明記する方向で進めていければと考える。
- ・撤退負担金は残存価値相当額を基本とするという記載があるが、その他の費用負担する事項についても具体的に記載した方がよい。
- ・原則的な考え方として、償却資産の残存簿価相当を負担することの記載に加え、責任水量に占める撤退ユーザーの契約水量相当分の割合を上限とする考え方も必要ではないか。
- ・撤退負担金の追加は透明性があり良い。一方で、過去に遡及することは難しいが、例えば、引当金を積むという方法も考えられる。ただし、引当金についてもユーザーの撤退を喚起してしまう恐れもあるため明確に良いとは言えない。
- ・撤退負担金は、老朽化した施設を対象として過去に遡って算出することは現実的ではないため、本格的な施設更新の際に、キャパシティーの適正化と契約水量の見直しを行ったうえで、撤退負担金についても明確化することが望ましい。
- ・キャパシティー適正化後、特に大口ユーザーが撤退するケースでは、償却資産の残存価値相当額を回収できたとしても、減価償却費を除く固定費について大幅な回収不足に陥る。したがって、撤退負担金については、減価償却費を除く固定費についても一定期間（基本的には新規ユーザー獲得までのインターバルになると思う。）の負担を併せて検討する必要がある。
- ・一定規模の新規ユーザーを誘致するには相応の期間が必要となるため、仮に、償却資産以外の費用についても撤退企業に一定期間の負担を求めるとする場合でも、例えば残存ユーザーへの負担割合が増加する次の料金改定の期間までと、負担期間が長期間とならないような期間設定が必要ではないか。
- ・契約期間を3乃至5年の短期とすれば、残存契約期間の固定費を撤退負担金とする考え方もある。
- ・完全撤退時の負担金とは別に、本格的な更新時以外のタイミングでユーザー都合により契約水量を減量する場合は、当該ユーザーの負担の割合を大きくする形で減量ができるような制度があっても良いのではないか。
- ・大口ユーザーの撤退時は償却資産の残存価値相当分のみでは工業用水道事業の固定費部分は賄えないため、人件費等の固定費部分についても含めることができるなど、記載内容を検討できないか。

1.4 工業用水道事業者による実効性のある計画策定

- ・ 今後の水需要の見通しにおいて、その程度によって「余剰」なのか「余力」なのかを定義できないか。その上で余剰が生じていれば、ダウンサイジングによるコストダウンを図るのか、企業誘致の目的で施設規模を維持するのかを明確にするべきである。企業誘致を目的とした余剰分を維持するコストは、既存ユーザーではなく、自治体が負担するべきと考える。
- ・ 契約水量にはユーザー側の予備水量が含まれているため、施設規模の未利用分については、予備水量として将来の施設規模に必要なかどうかを、ユーザーとコミュニケーションを取りながら検討していく必要がある。
- ・ 民間企業においては一般的に TBM、CBM を実施しているため、民間企業のノウハウも工業用水道事業で活用してはどうか。特に CBM において各種センシング技術や IoT 導入によるコスト削減を検討してはどうか。
- ・ 財政収支見通しでは、コスト削減と収益確保に加え、更新需要の平準化も鍵になると考える。
- ・ 計画の見直し頻度について、自治体の計画は首長の任期である 4 年を基準とすることも多いため、10 年を目処とすると少し長く感じる。
- ・ 実効性のある計画の策定を促すべく、アセットマネジメント指針に基づいた計画の策定を補助金の申請要件化することについては、国の財源を適切に使用するという意味でも評価できる。
- ・ 財政収支見通しについて、「経営改善に向けた取組としてのコスト削減策及び収益基盤確保策を検討したうえで」という記載があるが、ウォーター PPP の活用を含め、より効率的な維持管理と更新の必要があるため、それを踏まえた方策を検討し明記する必要がある。
- ・ 更新需要の見通しにおいて、状態監視保全による試算は、専門的な調査・検討等が必要となり、見通しを立てるためのコストがかかると考えられる。この経費について、国からの財源措置ができないか等、今後検討が必要ではないか。
- ・ 計画の見直しにおいて、事業環境の変化という点では、特に今はコスト面の変化が大きいタイミングであり、ユーザーのビジネススピードも早くなっているため、10 年を目途とする場合においても、「必要に応じてより短いタイミングで」という記載を追加してはどうか。
- ・ 今後の需要の見通しにおける余剰と余力については、ユーザーの理解を得ながら一定程度の確保は必要であり、既存ユーザーの水需要だけでは企業誘致もできず、撤退による減量のみとなってしまう。
- ・ 更新需要の見通しを標準型で実施するためには施設設備・管路などの機能診断や耐震診断等が必要となるため、外部のコンサルタントに委託が必要で、資金や時間もかかるため、まずは簡易型から初めて少しずつ標準型へ移行することが現実的ではないか。令和 8 年度以降の補助金申請要件となることから、改訂通知後に各事業者を集めた意見交換

の場を設けてほしい。

- ・財政収支見通しは、総務省が推進する「経営戦略」と直結する部分であり、実効性のある計画が策定されれば、その中に「経営戦略」の要素も織り込んだ形になると思うが、実効性のある計画の取組と「経営戦略」の取組の整合が取れるよう調整が必要である。
- ・コスト縮減策を実施したうえでも費用は大きく国の財政支援は必要だと考える。また、様々な規模の事業体があるため、補助事業の申請要件や計画策定の期間等についても柔軟な考え方を示してはどうか。

1.5 工業用水道事業者とユーザーのコミュニケーション

- ・公表情報は事業者間で比較可能な形で整理し、各事業者の供給能力などの事業規模が分かる情報も追加することで、横比較がしやすくなる。
- ・情報を公表するだけでなく、持続可能な工業用水道事業に向けレビューするのも必要ではないか。
- ・工業用水道事業者による実効性のある計画と併せて示されたうえで、どのような負担をユーザーに求めたいのか、コミュニケーションを定期的実施する事が重要だと考える。
- ・有形固定資産減価償却率と企業債残高対給水収益比率についても公表してはどうか。また、公表資料はレーダーチャートのような図表での整理や、事業者間での比較だけでなく同一事業者の経年比較もできるとよい。
- ・公表項目は定量的な指標が中心であり、その値のみで判断されてしまうため、施設規模や管路延長などの事業背景が確認できる基礎条件も併せて示す必要があるのではないか。また、ユーザーとのコミュニケーションにあたっては、どのように取り組みを進めるのかというところで定性的な情報も重要性が高いため、好事例を参考に公表方法を検討してはどうか。
- ・公表する際は、少なくとも既存ユーザー撤退による影響など定性的な情報を記載する備考欄を設ける必要がある。
- ・経済産業省が推し進めたい目的に沿った指標を置くことが必要であり、例えば、資金保有比率の指標など、更新スピードや資金の保有状況が分かる指標も考えられる。
- ・今後、水道料金水準もポイントになると考えているため、定性的な情報となるかもしれないが、例えば、インセンティブを考慮した料金体系を採用している事業体など、工業用水道事業に特有な事例が公表できると各事業者の参考となるのではないか。
- ・ユーザーとのコミュニケーションは、実効性をいかに担保するかが重要であり、経済産業省が各工業用水道事業者の状況を開示するという取り組みは非常に効果的である。
- ・指針改訂後の6月以降にコミュニケーションに関するワークショップを行うなどして、事業体の意見を参酌し、ローリングアップを図ってはどうか。また、ユーザーとのコミュニケーションに慣れていない事業者への支援策を期待する。

1.6 更新・強靱化に備えた費用の確保

- ・減価償却費はあくまで過去の投資額を回収するものであり、将来の投資にあたっては、ウォーターPPP の活用を含めた投資の効率化を検討し、それでも賄えない物価上昇等のコスト上昇分については資産維持費で適正に手当てする必要がある。資産維持費については事例集を作成した上で、算定方法の考え方を具体化していく必要がある。